

インフルエンザ予防接種は 早めに受けましょう！



季節性インフルエンザは、例年12月から4月に流行し、1月末から3月上旬にピークを迎えます。ワクチンの効果は接種の2週間後から約5か月とされていることから、予防効果を高めるため、早めに予防接種を受けましょう。

防衛省共済組合では、**被扶養者**を対象とした「インフルエンザ予防接種助成」を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

インフルエンザ予防接種助成の概要

助成対象者	接種日及び申請日において、組合員(任意継続組合員を含む。)の 被扶養者 である方
助成金額	被扶養者1人につき1回1,500円(接種費用(自己負担額)が1,500円に満たない場合は、その金額(100円未満切り捨て))
助成対象接種期間	令和7年10月1日(水)～令和8年1月31日(土)
申請方法	WEB又は郵送により委託業者へ申請 ※ログイン方法、申請書の送付先及び入手方法等は、共済組合ホームページをご確認頂くか所属支部保健係にお問い合わせください。
申請受付期間	令和7年10月1日(水)10時～令和8年2月28日(土) ※郵送の場合、受付終了日当日の消印有効とします。
支給方法	組合員が指定する銀行その他の金融機関(国内支店に限り、外国銀行の国内支店を除く。)の組合員名義の口座への振込み(振込手数料は共済組合が負担)
注意事項	■助成の申請時に添付する医療機関の領収証には、接種者氏名、接種年月日、接種費用、医療機関の住所・名称、インフルエンザ予防接種であることの記載(「予防接種」のみの記載は不可)が必要となります。領収証に不備がある場合、申請の受付はできませんので、ご注意ください。 ■助成の申請時に入力(記入)する「記号・番号」は、資格確認情報のお知らせ、マイナポータル又は資格確認書に記載されているものを記入してください。※自衛官診療証の記号・番号は使用しません。 ■WEBによる申請の際、仮登録メールが登録したメールアドレスに送信されますが、迷惑メール等のフォルダで受信することがありますので、ご注意ください。



詳細は共済組合ホームページ又は所属支部保健係でご確認ください。
【共済組合ホームページ】
トップページ ⇒ 福祉事業 ⇒ 保健経理 ⇒ インフルエンザ予防接種助成
URL:<https://www.boueikyosai.or.jp/site/folder4/6297.html>



インフルエンザ予防接種助成



よくある質問まとめ

Q KENKOBBOXの初回登録ができない。

初回登録時の漢字氏名・カナ氏名・生年月日の欄には組合員本人の情報、保険証記号・番号の欄には、被扶養者証に記載されている記号・番号を入力してください。

※自衛官診療証の内容は入力しないでください。

Q 領収書にインフルエンザ予防接種の記載がない。

領収書にインフルエンザ予防接種の記載がない場合は、ワクチン名を医療機関にて追記していただくか、領収書と併せて診療明細書を添付し、申請してください。なお、診療明細書等のみでの申請は出来ませんので必ず領収書を添付してください。

Q メールが届かない。

初回登録時の仮登録メールや補助申請完了後に審査結果のメールが届きます。ドメイン指定（「@kenkobox.jp」）及び迷惑メール・ごみ箱フォルダ等に入っていないかご確認ください。

Q 対象のワクチンは？

従来型の皮下注射タイプのものに加えて、鼻に噴霧するタイプのフルミストも助成対象となります。

Q 子どもが2回接種した場合は？

助成は、被扶養者1人につき年度内1回のみです。お子様が2回接種した場合、1回分のみ助成対象となります。

Q 自分が接種した分の申請ができない。

助成対象者は、被扶養者（配偶者やお子様等）のみです。組合員本人が接種した分の申請は出来ません。

◆お問合せ先：株式会社イーウェル 健診事務センター
TEL：0120-649-447（受付時間：平日10：00～17：00 ※12/29～1/4を除く。）
※申請用webサイトに問い合わせフォームがあります。